

平成26年(ワ)第2734号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第728号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1 外39名

被告 国 外1名

準備書面7の1

2016(平成28)年1月13日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉村 敏幸

同 宮下 和彦

同 近藤 恭典 外

第1 本準備書面の目的

原告らは、訴状において、「被告国は、・・・原発の建設を主体的、かつ強力に推進してきたといえる。いわゆる『国策民営』による原発推進政策である。」と述べた（訴状35頁）。このような政策が、本件事故を招いた原因ともいえるのであり、被告国の責任は極めて重大といわねばならない。

本準備書面の1乃至5は、このような総論に対する各論として、より詳細な主張を行うことを目的とする。具体的な構成については、第2で述べるとおりである。

第2 準備書面7の1乃至5の構成

1 準備書面7の1

これから原告らが準備書面7の2乃至5において述べていく、「被告国の関与がなければ原子力発電所が設置・操業できないこと」を指し示す数々の被告国の行為の実態について、全体像を簡単に示す。

2 準備書面7の2

(1) まず、1955（昭和30）年ころの原子力発電導入期に、被告国の内部でどのような議論が行われて、原子力発電の導入・推進が国策として決定されたのか、そして、この時期に、被告国が導入のために行った政策を示すことによって、被告国の積極的関与があったからこそ、日本に原子力発電が導入されたことを述べる。

(2) 次に、軍事利用と民事利用を含めた「核エネルギー」の利用が、高度に国際的な性格を有していることを前提にして、わが国の原子力発電事業は、諸外国との十分な外交協議を経て、海外から輸入されたものであり、現在においても、国際的な原子力管理体制の下で原子力発電が実施されていること述べる。そして、国際的視点から見たときに、日本政府が外国政府との間で外交協議を重ねて締結される条約の存在抜きには、原子力発電事業が成立しないこと、すなわち、被告国の外交活動という積極的かつ主体的な関与なしには原子力発電

事業が成立しないことを述べる。

3 準備書面7の3

特に原子力発電事業の経済的側面に着目し、経済的弱点を有しているにもかかわらず、被告国の電力会社に対する積極的かつ多様な保護政策の恩恵を受けて、原子力発電事業が強力に推進されてきたことを述べる。より詳細な内容については、以下述べるとおりである。

まず第2において、総論として(あるいは問題提起として)原子力発電が高価な発電方式で高い経営リスクを伴う経済的弱点を有する事業であることを述べる。本来、民間事業として経済的な弱点を有する原子力発電事業は、忌避されるはずである。そこで、続く第3以降では、本来忌避されるはずの原子力発電事業が民間事業として成立している理由として、被告国が電力会社に対する積極的かつ多様な過度の保護政策を実施していることを、具体的に述べていく。

第3では、電力会社が、高コストな原子力発電事業を継続ならしめている背景には、被告国が、地域独占体制と総括原価方式という電力会社の利益を確保する仕組みを保障していることを述べる。

続いて第4では、1960年代半ばより、盛んになった大規模な原子力発電所の立地反対運動への政策的対応として、被告国が成立させた電源三法について、その立法事実と実際に果たした効果について述べる。

さらに第5では、被告国が、原子力発電所の操業により発生する放射性廃棄物の処理を引き受けていることを述べる。放射性廃棄物のうち使用済み核燃料は、極めて高い放射線量を有し、少なくとも数万年単位での厳重な管理を要する。数万年という半永久的な期間にわたる厳重な管理を、一私企業に過ぎない電力会社が行うことはおよそ不可能であり、電力会社に代わって被告国がその処理を行っていることを詳しく述べていく。

加えて、第6では、原子力事故が発生した場合の損害賠償に関して述べる。被告国は、原子力発電事業が開始される以前に、事故が発生した場合には、

その被害金額が最大で当時の国家予算の2倍以上にも及ぶとの試算を得ていたにもかかわらず、原子力発電の推進を優先させるため、この試算を秘匿した。そして、被告国は、あたかも電力会社とともに責任をもって損害を賠償するかのとき原子力損害賠償法を制定した。ところが、実際には、同法は「原子力事業の健全な発展（原子力損害賠償法1条）」を目的とする法律であり、被害救済に関する責任を電力会社に集中させるとともに、電力会社の賠償能力を超える範囲については、被告国は法的責任を負わず、その裁量によって自由に損害賠償の問題を処理できるかのとき仕組みを作り上げているのである。

4 準備書面7の4

核燃料サイクル及び使用済み核燃料政策を通じて、被告国が原子力発電の操業に重大な役割を果たしていることを述べる。使用済み核燃料の処分方針を決定することは原子力発電所操業の大前提であるが、被告国は、原発導入期から莫大な予算をかけて国策として核燃料サイクル政策を堅持してきたのである。

5 準備書面7の5

原子力発電事業が、過酷事故が発生した場合に被告国が組織及び機能のすべてを挙げて事故対応にあたらなければならない特殊な民間事業であることを述べる。

本件事故以前から、原子力事故に対しては、原子力災害特別措置法が制定されて、被告国が「組織及び機能のすべてを挙げて万全の措置を講ずべき（原子力災害特別措置法4条が引用する災害対策基本法3条1項）」と規定されていた。不幸にして発生した本件事故では、被告国は、原子力災害特別措置法に基づく対応のみならず、法律に基づかない事実上の措置を駆使して、まさに「組織及び機能のすべてを挙げて万全の措置」を事故対応にあたった。こうした被告国の本件事故で果たした主導的役割は、その関与がなければ原子力発電所の設置・操業ができないことを象徴する事実である。

以上